

1 いじめ防止のための基本的な考え方

(1) 大形小学校いじめ防止基本方針策定の目的

本方針は、人権尊重の理念に基づき、大形小学校に在籍するすべての児童がいじめのない明るく楽しく充実した学校生活を送ることができるよう、「いじめ問題」を根絶することを目的に策定するものである。

(2) いじめの定義

「いじめ」とは「当該児童に対して、当該児童以外の当校の児童等、当該児童と一定の人的関係にある児童が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む）であって、当該行為の対象となっている児童が心身の苦痛を感じているもの」と定義する。（いじめ防止対策推進法第2条より）

(3) いじめ防止に関する基本理念

いじめは、どの学校・どの学級にも起こりうるものであり、いじめ問題に全く無関係ですむ児童はいないという基本認識に立ち、いじめ防止等の対策を以下の基本理念のもとに定める。

- ① いじめは人権侵害・犯罪行為であり、「いじめを絶対に許さない」学校をつくる。
- ② いじめられている児童の立場に立ち、絶対に守り通す。
- ③ いじめる児童に対しては、毅然とした対応と粘り強い指導を行う。
- ④ 保護者との人間関係をつくり、地域や関係機関との連携協力を努める。

(4) いじめ防止に向けた方針

いじめがすべての児童に関係する問題であることから、保護者等の関係者と連携を図りつつ、学校全体でいじめ防止等に取り組む。

2 いじめ防止のための対策の基本となる事項

(1) 基本施策

① いじめの未然防止を図る取組

- 世の中にはいろいろな考えをもっている人がいることを理解させる。（道徳・特活・総合的な学習の時間）
- 学級活動等の時間を活用して、インターネットの危険やモラルについて指導する。
- 「私たちの道徳」（文科省）等の資料を活用して、道徳教育の充実を図る。
- 正しい判断力（自己指導能力）を身に付けさせる。
- 進んで奉仕体験活動に取り組みさせる。（心の居場所づくり）

② いじめの早期発見のための取組

- 児童が集団から離れて一人で行動しているような場面では、積極的に声をかけ、話を聞く。
- 定期的なアンケート調査や教育相談を実施し、児童から情報を収集する。
- いじめの相談窓口を周知する。
- うわばき、机、いす、学用品、掲示物等にいたずらがあった場合には、すぐに対応する。

③ いじめが発生したときの指導

- 本人や周囲からの聞き取りを重視し、身体的・精神的被害についての的確に把握し、迅速に初期対応を行う。

- 「いじめは絶対に許さない」という毅然とした態度で臨み、事実を確認し、いじめをやめさせる。
- 休み時間や登下校の際も教師による見回りを行い、被害が継続しない体制を整える。
- いじめの理由や背景を突き止め、根本的な解決を図る。
- 養護教諭、スクールカウンセラーとも連携し、被害児童の心のケアにあたる。
- ④ ネット上のいじめへの対応
 - 児童および保護者が、発信された情報の高度の流通性、発信者の匿名性、その他のインターネットを通じて発信される情報の特性を踏まえて、インターネットを通じて行われるいじめを防止し、効果的に対処できるように、必要な啓発活動として外部講師を招き、携帯電話教室等を行う。

(2) いじめ防止に関する措置

① いじめ防止対策委員会の設置

いじめ防止等（いじめの防止、いじめの早期発見、いじめへの対応）に関する措置を実効的に行うため、校長、教頭、教務主任、生徒指導主事、保健主事、特別支援コーディネーター、養護教諭を含む教職員で構成するいじめ防止等対策委員会を組織する。

本委員会は、月1回定期的を開催するほか、必要に応じて適宜開催する。

② サポート研修

学期に2回、全職員で配慮を要する児童について、現状や指導についての情報交換を行い、指導面での共通理解を図る。また、週1回の職員集会において、各学年の児童の現状や指導の様子等を情報交換し、全職員で共通理解・共通方針で指導にあたることができるようにする。

③ 関係機関との連携

市教育委員会指導課、市役所子育て支援課、民生・児童委員、筑西児童相談所、下妻警察署生活安全課等の協力を得るとともに連携を強化する。

(3) 重大事態への対応

① 重大事態の意味

- ・生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがある。
- ・いじめにより相当の期間欠席することを余儀なくされている疑いがある。

② 重大事態対策委員会の設置

③ 事実関係を明確にするための調査（質問票、聞き取り調査）をする。

④ 市教育委員会へ報告する。

⑤ いじめが犯罪行為として、取り扱われるべきものであると認めるときは所轄警察署と連携する。

⑥ いじめにより生命、身体又は財産に重大な被害が生じるおそれがあるときはただちに所轄警察署に相談し、適切な協力を求める。

⑦ いじめを受けた児童生徒及び保護者に対する調査結果の情報提供をする。

⑧ 懲戒、出席停止制度を適切に運用する。

⑨ 被害児童の心のケアと加害児童への再発防止指導を実施する。

⑩ いじめ防止等対策委員会の継続事案とし、見守り体制を構築する。

(4) 学校評価における留意事項

いじめを隠蔽せず、いじめの実態把握及びいじめに対する措置を適切に行うため、次の2点を学校評価の項目に加え、適正に本校の取り組みを評価する。

① いじめの未然防止、早期発見、早期対応に関すること。

② いじめの再発を防止するための取り組みに関すること。